

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年 1月28日
【会社名】	株式会社壹番屋
【英訳名】	ICHIBANYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浜島 俊哉
【本店の所在の場所】	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
【電話番号】	(0586) 81-0792
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室担当 阪口 裕司
【最寄りの連絡場所】	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
【電話番号】	(0586) 81-0792
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室担当 阪口 裕司
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社 名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年12月2日に提出いたしました金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書の記載事項のうち、訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 1 親会社の異動

##### (3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

## 3【訂正内容】

・訂正内容（訂正箇所は下線で示しております。）

### 1 親会社の異動 (3) 当該異動の理由及びその年月日

訂正前	訂正後
<p>当該異動の理由</p> <p>公開買付者より、本公開買付けを通じて、平成27年12月8日（本公開買付けの決済開始日）付で、当社株式5,021,100株を取得することとなった旨の報告を受けました。</p> <p>この結果、当社の総株主等の議決権の数に対する公開買付者の所有に係る議決権の割合が過半数を超えることとなるため、当社の<u>その他の関係会社</u>に該当している公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。</p>	<p>当該異動の理由</p> <p>公開買付者より、本公開買付けを通じて、平成27年12月8日（本公開買付けの決済開始日）付で、当社株式5,021,100株を取得することとなった旨の報告を受けました。</p> <p>この結果、当社の総株主等の議決権の数に対する公開買付者の所有に係る議決権の割合が過半数を超えることとなるため、当社の<u>主要株主</u>に該当している公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。</p>

・訂正理由

平成27年12月2日に提出いたしました金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書の記載において、「その他の関係会社」についての記載が不要であったため、訂正するものであります。